

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)	
地域名 (地域内農業集落名)	竹原地区 (竹原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 4月 7日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該集落は昭和40年後半から50年前半に区画整備事業が行われ、平坦地に位置することから水稻、果樹、きゅうり、そばなどが作付されている。区域内の特徴としては、水稻中心の区画と、果樹を中心とした区画の2つに大別される。

・耕作者は60代～70代と高齢農家が多く、新規就農者は複数名いるものの、今後の耕作者の確保が課題である。

・区画整備後にて定植された果樹が老木となり、収量が低下し、近年の価格下落や凍霜害により生産意欲が低迷し、今後の樹園地の利活用が課題である。

・基盤整備事業から50年以上が経過していることから、農業用施設(道・水路)の老朽化により計画的な補修が必要になっている。

【地域の基礎的データ】農業者:13人(うち50歳代以下2人) 認定農業者:3人 新規就農者:2人
主な作物:水稻(飼料用米含む)など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・経営規模について、現状維持及び規模拡大を志向する経営体が複数存在するが、規模縮小を志向する経営体もいるため、規模拡大に意欲的な地区内の担い手へ農地中間管理事業等を活用し、農地の集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。

・集落内の農村環境を維持するため、農道及び水路については自治区と耕作者が一体となって保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・多面的機能支払交付金の認定農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内の認定農業者や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業を活用する予定はないが、集落や耕作者の意向を踏まえて多面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地の保全管理が困難になる可能性があるため、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織がサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。 ・耕作放棄地を防止するため、JAへそばの作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤老木となった果樹の改植を進め、収量の確保を図る。また、耕作者が確保できなかった樹園地については、伐根するなどして土地利用型作物等の作付け転換を図る。
⑦多面的機能支払交付金の事業を活用し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。